

香川県河川占用料等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年12月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第62号

香川県河川占用料等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県河川占用料等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第58号）の施行期日は、平成25年12月11日とする。